

2019年9月

道銀グローバルWEB ご利用のお客さまへ

外国為替及び外国貿易法に基づく  
「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」への対応のお願い

北海道銀行 国際部

現在、国連安保理決議等を受け、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置が講じられております。

これに基づき弊行では、外国送金及び輸入信用状取引を行うお客様に対しては、北朝鮮の「貿易に関する支払規制」及び核開発等に関連する「資金使途規制」並びにイランの核開発等及び大型通常兵器に関連する「資金使途規制」に該当しないことを確認するために送金目的、輸入品の原産地・船積地域を確認しております。

道銀グローバルWEBにて仕向送金、輸入信用状取引をご依頼の際には、下記のとおり確認書類のご提出が必要となりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 外国送金

(1) 送金の目的が輸入、仲介貿易の場合

①外国送金依頼書ご入力時には、必ず原産地・船積地域をご入力ください。

※原産地、船積地域が中国、韓国、ロシアの場合には、国名だけではなく都市名まで必ずご記入ください。

※原産地、船積地域が中国、韓国、ロシア以外の場合についても、極力、都市名までご記入いただくようご協力お願いします。

②送金理由（輸入商品）および原産地・船積地域が以下のAからCのいずれかに該当する場合には、原産地および船積地域が証明できる書類をご添付いただくか、当行までFAX(※1)してください。

(書類の例:インボイス、契約書、輸入申告書、原産地証明)

A	送金理由(輸入商品)が、 <u>あさり(short-necked clam)、うに(sea urchin)、さるとりいばらの葉(china root、smilax china)、まつたけ(matsutake mushroom)</u> の場合
B	船積地域が、中国北部 <u>丹東(Dandong)、延吉(Yanji)、琿春(Hunchun)</u> の場合
C	輸入商品が次の「12品目(※)」に該当し、かつ、原産地・船積地域が北朝鮮近接3カ国(中国(香港・マカオ含む)・韓国・ロシア)の場合  ※12品目…赤貝、あわび、うにの調製品、えび、かれい、けがに、しじみ、ずわいがに、たこ、なまこの調製品、はまぐり、ひらめ

※1 外国送金依頼後、別添の送付状により確認書類をFAXしてください。書類のFAXが到着しない場合は当該の送金は取扱い致しかねますので、ご了承ください。

FAX送付先: 北海道銀行市場業務室 (011)815-2254

(2) 送金の目的が資本、その他の場合

送金理由を詳細にご記入ください。

(例: ロシアへの出張費用、北京事務所の家賃 等)

なお、ご送金が中国向けの場合、支払銀行及び受取人(実質の支配者)の住所が、丹東(Dandong)、延吉(Yanji)、琿春(Hunchun)に該当する場合、原則受付できませんのでご注意ください。詳細は別紙《「外国為替及び外国貿易法」および米国 OFAC に基づく規制について》をご覧ください。

2. 輸入信用状開設

輸入商品および原産地・船積地域が以下のAからCのいずれかに該当する場合には、原産地および船積地域が証明できる書類をご添付いただくか、当行まで FAX(※1) してください。

(書類の例:インボイス、契約書、輸入申告書、原産地証明)

A	送金理由(輸入商品)が、 <u>あさり(short-necked clam)、うに(sea urchin)、さるとりいばらの葉(china root、smilax china)、まつたけ(matsutake mushroom)</u> の場合
B	船積地域が、中国北部 <u>丹東(Dandong)、延吉(Yanji)、琿春(Hunchun)</u> の場合
C	輸入商品が次の「12品目(※)」に該当し、かつ、原産地・船積地域が北朝鮮近接3カ国(中国(香港・マカオ含む)・韓国・ロシア)の場合  ※12品目…赤貝、あわび、うにの調製品、えび、かれい、けがに、しじみ、すわいがに、たこ、なまこの調製品、はまぐり、ひらめ

※2 輸入信用状開設依頼後、別添の送付状により確認書類を FAX してください。書類の FAX が到着しない場合は当該の輸入信用状開設は取扱い致しかねますので、ご了承ください。

FAX送付先: 北海道銀行市場業務室 (011)815-2254

詳細な送金目的(輸入商品)をご記入いただけない場合、原産地・船積地域のご記入がない場合、確認書類のご提出をいただけない場合は当該取引を受付できない場合がございますので、予めご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

北海道銀行 国際部 TEL:011-233-1093

市場業務室 TEL:011-815-2265

北海道銀行 市場業務室 行き

(FAX: 011-815-2254)

道銀グローバル WEB 確認書類送付状

ご住所	
お名前	
ご担当者	電話番号 ( ) - FAX ( ) -
様	

送付日	年 月 日
取引種類	<input type="checkbox"/> 外国送金 <input type="checkbox"/> 輸入信用状開設
依頼日 (データ送信日)	年 月 日
取扱(送金)指定日	年 月 日
受付番号	
輸入品/原産地・船積地域(※)	1.輸入商品が { <input type="checkbox"/> あさり(short-necked clam) <input type="checkbox"/> うに(sea urchin) <input type="checkbox"/> さるとりいばらの葉(china root、smilax china)、まつたけ(matsutake mushroom)}
	2.原産地・船積地域が { <input type="checkbox"/> 丹東(Dandong) <input type="checkbox"/> 延吉(Yanji) <input type="checkbox"/> 琿春(Hunchun)}
	3.輸入商品が { 対象 12 品目 (注) } かつ 原産地・船積地域が { <input type="checkbox"/> 中国(香港・マカオ含む) <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> ロシア}
	(注) 対象 12 品目…赤貝、あわび、うにの調製品、えび、かれい、けがに、しじみ、ずわいがに、たこ、なまこの調製品、はまぐり、ひらめ
確認書類	<input type="checkbox"/> インボイス <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 輸入申告書 <input type="checkbox"/> 原産地証明書 <input type="checkbox"/> その他( )

※送金目的が輸入、仲介貿易の外国送金および輸入信用状開設の場合で、上記輸入品/原産地・船積地域のいずれかに該当する場合は確認書類を FAX してください。

※確認書類に関しては、輸入品の原産地および船積地域が確認できるものを FAX してください。

※FAX いただいた確認書類に関して、ご担当者様に内容を確認させていただく場合がございます。

本件に関するお問い合わせ先 北海道銀行 市場業務室 011-815-2265
---